

その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

第49期 (2024年8月1日から2025年7月31日まで)

事業報告の「業務の適正を確保するための体制」

計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

(ご参考)「連結株主資本等変動計算書」

株式会社大和コンピューター

上記事項につきましては、法令及び定款第16条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面(電子提供措置事項記載書面)への記載を省略しております。

業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役会における決議内容

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会規程に従い、重要な意思決定は取締役会の付議事項とし、取締役会での協議・検討を通じて相互に監督を行う体制を整えております。
- ・社外取締役を選任し、取締役会の監督機能を強化するとともに、当社及び当社グループの経営に関する助言を得ることにより、取締役会の意思決定の信頼性を高めます。
- ・重要な法務的問題及びコンプライアンスに関する事項については、社外の弁護士と適宜協議し指導を受けることとしております。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理が適切に行われるよう、取締役会規程において、情報の保存及び管理の方法に関する事項を定めております。
- ・取締役会の決定に関する議事録、稟議書などの書類については、社内規程に則り保存し、閲覧可能な状態を維持しております。

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・想定できるリスク発生の可能性について各部門、各グループ会社から情報収集し、マネージャー会議等を通じて適切な指針・方針を伝達するなどリスク発生の回避に努めております。また、重要な問題につきましては取締役会で適切かつ迅速に対応する体制を整えております。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会規程に従い、定例の取締役会を原則毎月1回開催しており、当社の業務執行を決定するとともに、月次の業績動向等の報告を行っております。なお、必要に応じ臨時取締役会を開催しております。

5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・社長室が内部監査人として、必要な監査・調査を定期的の実施し、監査結果は代表取締役社長に報告されております。なお、内部監査人は監査役、会計監査人と密接な連携をとっております。

6) 次に掲げる体制その他の当該株式会社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当該株式会社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（以下の③及び④において「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

- ・取締役会規程に従い開催される定例の取締役会にて、子会社の業務執行や月次の業績動向等の報告を行っております。なお、必要に応じ臨時取締役会を開催しております。

② 当該株式会社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・子会社の想定できるリスク発生の可能性について情報収集し、取締役会を通じて適切な指針・方針を伝達するなどリスク発生の回避に努めるとともに、重要な問題につきましては適切かつ迅速に対応する体制を整えております。

③ 当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・子会社は、取締役会規程に従い、定例の取締役会を原則毎月1回開催しており、子会社の業務執行を決定するとともに、月次の業績動向等の報告を行っております。なお、必要に応じ臨時取締役会を開催しております。

④ 当該株式会社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会規程に従い、重要な意思決定は取締役会の付議事項とし、取締役会での協議・検討を通じて相互に監督を行う体制を整えております。
- ・社長室が内部監査人として、必要な監査・調査を定期的を実施し、監査結果は代表取締役社長に報告されております。なお、内部監査人は監査役、会計監査人と密接な連携をとっております。
- ・重要な法務的問題及びコンプライアンスに関する事項については、社外の弁護士と適宜協議し指導を受けることとしております。

7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・当社は、監査役の職務を補助する専任の使用人は置いておりませんが、内部監査人が監査役と連携をとり、内部監査部門の独立性を保ちながら、監査役の職務遂行に必要な事項（調査依頼、情報収集等）を適宜補助しております。

- 8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・専任の使用人の代わりとしての内部監査人は、内部監査部門の独立性を保ちながら、監査役の職務遂行に必要な事項（調査依頼、情報収集等）を適宜補助しております。
- 9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- ・内部監査人は、指示に対する監査役の職務遂行に必要な事項（調査依頼、情報収集等）を監査役に報告しております。
- 10) 次に掲げる体制その他の当該監査役設置会社の監査役への報告に関する体制
- ① 当該監査役設置会社の取締役及び会計参与ならびに使用人が当該監査役設置会社の監査役へ報告をするための体制
 - ・取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行っております。また、取締役及び使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役に都度報告することにしております。
 - ② 当該監査役設置会社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制
 - ・監査役監査規程に従い、定例の監査役会を原則毎月1回開催しており、子会社の業務執行について監査役に報告を行っております。
- 11) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・当該株式会社及び子会社に共通に適用される内部通報制度運用規程において、相談または通報者の保護を図っております。
- 12) 当該監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ・監査役の職務の執行が円滑になされるために必要な監査費用は、適宜、稟議規程に従って承認を得ております。
- 13) その他当該監査役設置会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役は、取締役会及び本部長会議やマネージャー会議への出席のほか、内部監査人、会計監査人と連携しつつ稟議案件・業務及び財産の状況調査を通じて取締役の職務の執行を監査する体制を整えております。

- 14) 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - ・当社は、金融商品取引法が求める財務報告に係る内部統制評価制度に適切に対応するため経営企画部を中心に体制を整え、財務報告の信頼性を確保する内部統制システムを構築しております。
- 15) 反社会的勢力排除に向けた体制
 - ・当社は、「行動規範」において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを定め、不当要求に対しては、弁護士、警察等の外部機関と連携し、組織的な対応を行います。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況に関する概要は以下のとおりです。

- 1) 取締役の職務遂行に関する事項
 - ・当事業年度において取締役会を13回開催し、法令等に定められた事項や経営方針、予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、月次の経營業績の予算実績の分析・評価・対策を検討するとともに法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議しました。
- 2) 監査役の職務遂行に関する事項
 - ・当事業年度において監査役会を14回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、取締役会及び本部長会議やマネージャー会議等の重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等の遵守について監査しました。
- 3) 財務報告の信頼性の確保に関する事項
 - ・当事業年度において財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した実施計画に基づき内部統制評価を実施しました。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち行うことにより適正性を確保しました。
- 4) コンプライアンス、リスク管理に関する事項
 - ・当事業年度においてコンプライアンスリスク、経営リスク等全社的なリスク管理を行い、状況に応じて適宜対処しております。また、コンプライアンス教育の一環として、役員・社員が社外の関連セミナーやWebセミナー等へ参加しました。
- 5) 反社会的勢力排除に向けた体制に関する事項
 - ・取引先に対して取引時の事前確認を専門部署が行うとともに、企業防衛対策協議会に加盟し、警察関係者や参加企業との情報交換を実施しました。

株主資本等変動計算書

(2024年8月1日から)
(2025年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金			利 益 準備金	剰 余 金			自己株式	株主資本 合 計
		資 本 準備金	その他資本 剰余金	資 本 剰余金 合 計		その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計		
						別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金			
2024年8月1日残高	382,259	287,315	8,492	295,807	3,640	800,000	3,199,915	4,003,555	△50,429	4,631,192
事業年度中の変動額										
剰 余 金 の 配 当							△73,638	△73,638		△73,638
当 期 純 利 益							409,646	409,646		409,646
自 己 株 式 の 取 得									△517	△517
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	－	336,008	336,008	△517	335,491
2025年7月31日残高	382,259	287,315	8,492	295,807	3,640	800,000	3,535,923	4,339,563	△50,946	4,966,684

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2024年8月1日残高	332,436	332,436	4,963,629
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△73,638
当期純利益			409,646
自己株式の取得			△517
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△79,246	△79,246	△79,246
事業年度中の変動額合計	△79,246	△79,246	256,244
2025年7月31日残高	253,190	253,190	5,219,874

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する事項

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

ロ その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・商品・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与にあてるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ プログラム保証引当金

販売済ソフトウェア製品の保証期間中における補修費にあてるため、売上高に対する過去の実績率及び個別案件に対する見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 受注損失引当金

ソフトウェアの請負契約に係る開発案件の損失に備えるため、当事業年度末において損失の発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる開発案件について、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失を引当計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

① ソフトウェア開発関連

主に顧客との請負契約に基づき、ソフトウェアを設計・開発し、提供する履行義務、及びソフトウェア開発プロセスの改善・CMMI導入サービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務については、顧客との契約における義務を履行することにより別の用途に転用することができない資産が生じるため、一定の期間にわたり充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度は、原価総額の見積りに対する当事業年度末までの実際発生原価の割合に基づいて算定しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合、原価回収基準にて収益を認識しております。

また、システム稼働後の保守・運用をバックアップするサービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務については、当社が義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受するため、一定期間にわたり充足されると判断し、期間の経過割合に応じて収益を認識しております。

② サービスインテグレーション関連

主に自社プロダクトをクラウドコンピューティングで提供する履行義務を負っております。当該履行義務については、当社が義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受するため、一定期間にわたり充足されると判断し、期間の経過割合に応じて収益を認識しております。

③ その他

主にソフトウェア・ハードウェア、農産物を提供する履行義務を負っております。当該履行義務については、顧客が検収した時点で充足されると判断し、一時点で収益を認識しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

4. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	ソフトウェア 開発関連事業	サービスインテ グレーション 事業	計		
一定の期間にわたり移転される 財又はサービス	2,363,330	470,684	2,834,014	—	2,834,014
一時点で移転される財又はサー ビス	34,187	13,002	47,190	143,300	190,490
顧客との契約から生じる収益	2,397,518	483,687	2,881,205	143,300	3,024,505
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	2,397,518	483,687	2,881,205	143,300	3,024,505

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、システム販売及び農作物の販売等であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

個別注記表「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

なお、履行義務に対する対価は、履行義務を充足してから概ね3ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	251,491	270,812
契約資産	111,924	166,178
契約負債	56,440	55,493

契約資産は、当社が行うソフトウェア開発関連のサービスにおいて、報告期間の末日時点で履行義務の充足部分と交換に受け取る対価に対する権利のうち、債権を除いたものです。契約資産は、対価に対する企業の権利が無条件となった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。履行義務への対価は、顧客による検収完了時に請求し、受領しております。

契約負債は、主に、一定の期間にわたり充足される履行義務として収益を認識する顧客との契約について、顧客から受領した対価のうち既に収益として認識した額を上回る部分です。サービスの提供に伴って履行義務は充足され、契約負債は収益へと振り替えられます。

当事業年度において、期首における契約負債のうち売上収益に認識した金額は、56,440千円であります。なお、過去の期間に充足した履行義務から、当事業年度に認識した収益はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当事業年度末において未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、65,504千円であります。当該履行義務は、期末日後1年以内に収益として認識されると見込んでおります。

5. 会計上の見積りに関する注記

(受注制作のソフトウェアに係る収益認識)

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額（検収済みの案件を除く。）
314,219千円

- (2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

当社は受注制作のソフトウェアについて、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しており、その進捗度は原価総額の見積りに対する当事業年度末までの実際発生原価の割合に基づいて算定しております。

② 主要な仮定

受注制作のソフトウェアに係る収益認識における重要な見積りは、原価総額であり、ソフトウェア開発の作業に伴い発生が見込まれる工数が主要な仮定として挙げられます。原価総額の見積りに際しては、プロジェクトごとの規模及び複雑性を勘案した上で、システムの仕様にに基づき、システム構築及びプロジェクトの管理に関する専門的な知識と経験を有する各部門の責任者により個別に行われております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

各プロジェクトの開発を進める中でシステム仕様の変更や予期せぬ事象の発生により原価総額の見積りに変動が生じた場合、進捗度の算定に影響が生じる可能性があり、翌事業年度の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

6. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|------------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 902,247千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 | |
| 短期金銭債権 | 12,113千円 |
| 長期金銭債権 | 64,740千円 |
| 短期金銭債務 | 1,931千円 |

7. 損益計算書に関する注記

- | | |
|-------------------|----------|
| (1) 関係会社との取引高 | |
| ① 売上高 | 91,367千円 |
| ② 仕入高及び外注費 | 49,121千円 |
| ③ 販売費及び一般管理費 | 1,441千円 |
| ④ 営業取引以外の取引高 | 5,614千円 |
| (2) 研究開発費に関する注記 | |
| 一般管理費に含まれている研究開発費 | 5,405千円 |

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
発行済株式				
普通株式	3,949千株	一千株	一千株	3,949千株
自己株式				
普通株式（注）	74千株	0千株	一千株	74千株

（注）自己株式の増加0千株は、単元未満株式の買取等による増加であります。

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

2024年10月25日開催の第48期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・株式の種類 普通株式
- ・配当金の総額 73,638千円
- ・1株当たり配当額 19円
- ・基準日 2024年7月31日
- ・効力発生日 2024年10月28日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

2025年10月30日開催予定の第49期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・株式の種類 普通株式
- ・配当金の総額 73,629千円
- ・1株当たり配当額 19円
- ・基準日 2025年7月31日
- ・効力発生日 2025年10月31日

(3) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
未払役員退職金	28,342千円
賞与引当金	18,666千円
退職給付引当金	73,441千円
プログラム保証引当金	373千円
未払事業税	6,035千円
貸倒引当金	13,796千円
投資有価証券評価損	11,677千円
関係会社株式評価損	11,704千円
その他	11,757千円
繰延税金資産小計	175,796千円
評価性引当額	△68,074千円
繰延税金資産合計	107,722千円
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	△116,538千円
繰延税金負債合計	△116,538千円
繰延税金資産(△は負債)の純額	△8,816千円

10. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

11. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、所要資金を自己資金の充当及び金融機関からの借入れにより調達しております。余裕資金は主に安全で流動性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、一切行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

受取手形、売掛金並びに長期貸付金は、取引先の信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）に晒されております。投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式等であり、市場リスク（市場価格の変動リスク）に晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスクの管理

当社は、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日及び残高を管理し、取引先の状況把握に努めております。

ロ 市場リスクの管理

当社は、定期的に株価や取引先企業の財務状況、市場金利の動向を把握しております。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、月次に入金と出金のスケジュールを作成して、資金繰りを管理するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年7月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
投資有価証券	553,809	553,809	—
長期貸付金（1年以内回収予定の長期貸付金を含む）	70,000	66,432	△3,567
資産計	623,809	620,241	△3,567

（注1）現金は注記を省略しており、預金、売掛金は、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

（注2）市場価格のない株式等

区分	貸借対照表計上額（千円）
その他有価証券	
非上場株式	3,132
投資事業有限責任組合への出資	11,398
小計	14,530
関係会社株式	
子会社株式	181,400
小計	181,400
合計	195,930

これらについては、「投資有価証券」には含めておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	477,741	—	—	477,741
その他	76,067	—	—	76,067
資産計	553,809	—	—	553,809

② 時価で貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期貸付金（1年以内回収予定の長期貸付金を含む）	—	66,432	—	66,432
資産計	—	66,432	—	66,432

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期貸付金

長期貸付金の時価については、元金金の合計額と国債利回り等適切な指標を基礎とした利率をもとに、割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

12. 賃貸等不動産に関する注記

重要性がないため記載を省略しております。

13. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 （被所有）割合（％）	関連当事者 との関係	取引 内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
子会社	浅小井農園株式会社	所有 直接100％	資金の貸付	資金の貸付 （注） 1	—	長期貸付金 （1年以内回収 予定の長期貸付 金を含む） （注） 2	70,000
				利息の受取 （注） 1	210	その他 流動資産	424
役員及びその 近親者が議決 権の過半数を 所有している 会社	ティネン 株式会社 （注） 3	なし	商品の販売等 役員の兼務	商品の販売等 （注） 4	15,908	売掛金	253

取引条件及び取引条件の決定方針等

- （注） 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。
2. 浅小井農園株式会社への長期貸付金（1年以内回収予定の長期貸付金を含む）に対し、42,565千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において3,389千円の貸倒引当金戻入額をその他（営業外収益）に計上しております。
3. 当社代表取締役社長中村氏及び同氏とその近親者が議決権の過半数を所有している会社が議決権の過半数を保有しております。
4. 商品の販売等については、一般的取引条件を勘案して決定しております。

14. 1株当たり情報に関する注記

- （1）1株当たり純資産額 1,346円98銭
（2）1株当たり当期純利益 105円70銭

15. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(ご参考)

連結株主資本等変動計算書

(2024年8月1日から)
(2025年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利益累計額合計	
2024年8月1日残高	382,259	295,807	4,140,952	△50,429	4,768,590	332,436	332,436	5,101,027
連結会計年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当			△73,638		△73,638			△73,638
親会社株主に帰属する 当期純利益			417,508		417,508			417,508
自 己 株 式 の 取 得				△517	△517			△517
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)						△79,246	△79,246	△79,246
連結会計年度中の変動額合計	－	－	343,869	△517	343,352	△79,246	△79,246	264,106
2025年7月31日残高	382,259	295,807	4,484,822	△50,946	5,111,943	253,190	253,190	5,365,134

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。